

担当所管及び登録先（履歴書等の提出先）：生活安全課（問合先：0833-72-1452）

以下の勤務条件にて任用を希望される方は上記担当所管へ履歴書等の提出により任用希望者の登録をお願いします。

| | |
|---------------------|--|
| 職種 | 消費生活相談員 |
| 法の根拠規定 | 地方公務員法第22条の2第1項第1号（パートタイム） |
| 応募資格 | <p>（1） 必要な資格</p> <p>ア 消費生活相談員（国家資格）、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格取得者 なお、採用後に資格を取得しようとする者も応募可能。</p> <p>イ 普通自動車免許（A T限定可）</p> <p>（2） 欠格事項</p> <p>ア 日本の国籍を有しない者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 光市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> |
| 任用期間及び試用期間（条件付採用期間） | 一会計年度内 任用の日から一月間は条件付採用期間（試用期間）となります。また、期間満了後の再度の任用は、勤務成績を含む能力実証等の結果に基づき行います。ただし、業務の見直しによる職の廃止がされることがあります。 |
| 主な勤務場所 | 光市役所（消費生活センター） |
| 業務内容 | 消費生活に関する相談・苦情の受付、助言及びあっせんとこれらに付随する事務処理、消費者啓発業務など |
| 就業時間・休憩時間 | 1日の勤務時間は午前8時30分～午後5時15分（うち一時間（原則午後0時～午後1時）は昼休憩）とし、週の所定労働時間は31時間（土日及び祝祭日に勤務する場合も有り） |
| 所定労働時間を超える労働の有無 | 原則としてありませんが、行事や業務の対応等で発生する可能性があります。 |
| 勤務日ではない日 | 土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び所属長が定める日 |
| 休暇について | 年次有給休暇、特別休暇 |
| 給料・報酬の額 | 資格あり 月給156,960円（支給日は当月20日） 資格なし 月給129,680円（支給日は当月20日） なお、経験年数等により加算される場合があります。 ※一般職員の給与改定の動向等により、変動する可能性があります。 |
| 通勤手当（相当する費用弁償を含む） | 光市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき距離に応じて支給 |
| その他手当（相当する報酬を含む） | 光市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の要件に該当する場合に支給（時間外勤務手当、休日勤務手当など） |
| 社会保険 | あり |
| 公務災害補償 | あり |
| その他 | 地方公務員法に規定される服務規程（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されます。 また、地方公務員法第29条に該当する場合は、懲戒処分の対象となります。 |